

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

平成26年3月14日
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 権限移譲の経緯

平成20年5月、地方分権改革推進委員会は、その第1次勧告の中で、分権型社会においては基礎自治体が中心的な役割を担うべきとの考え方の下、都道府県から基礎自治体に権限移譲を行うべきとの勧告を行った。

この中で、「危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。」との方針により、火薬類取締法において現在都道府県の事務となっている製造、販売、消費等の事務についても、市町村への権限移譲を勧告した（当該勧告を受けて、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会は、平成21年9月に火薬類保安の観点からの論点を整理した（参考1－1参照）。）。

平成25年6月25日には、地方制度調査会から内閣総理大臣に対し第30次答申がなされ、同年12月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定された。当該閣議決定において火薬類取締法は、「火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」こととされた。なお、閣議決定に際しては、内閣府と鉱山・火薬類監理官付の調整の下、道府県及び指定都市（いわゆる政令指定都市）に対するアンケートが行われ、閣議決定に反映された。

このため、火薬類取締法に係る道府県の事務・権限を指定都市へ移譲する方向で具体案の検討を進める必要がある。

2. 移譲に向けた課題と対応（案）

（1）移譲対象となる事務・権限

「指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間の関係と同様に考えることを基本とすべき」（平成25年6月25日付け大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申）との答申を踏まえ、道府県が実施している事務・権限は全て指定都市に移譲することとしてはどうか（別添参照）。

ただし、指定都市の区域を越える事務・権限などで、火薬類取締法第45条の緊急措置など、災害防止及び公共安全確保の観点から、移譲対象とすることが困難な事務・事業があるのであれば、その移譲については、慎重に検討することとしてはどうか。

(2) 道府県及び指定都市の懸念

昨年、内閣府が実施した事務・権限の移譲に関するアンケート調査によれば、回答のあった全ての道府県及び指定都市が、移譲に賛成であった。同時に、移譲に際して以下のような懸念が挙げられた。

- ・指定都市における人員確保、財政措置等の体制整備
- ・道府県と指定都市の連携体制構築
- ・指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継ぎ
- ・指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
- ・事務の範囲が指定都市の範囲を超える場合の整理
- ・指定都市における十分な準備期間の確保

(3) 事務・権限の移譲に向けた作業

経済産業省では、指定都市において、移譲される事務・権限が円滑に執行されるように、次のことを行う。

①経済産業省における指定都市職員への研修支援

経済産業省では、火薬類取締行政に従事している都道府県等の職員を対象に火薬類取締法及び火薬類に関する知識の向上を目的として、毎年、火薬類取締法研修を実施している。平成26年度の研修では、新たに指定都市の職員が受講することを念頭に、受講者数の定員を20名増加する予定（平成26年度の定員：90名）。

②移譲に要する準備期間の把握

道府県に対し、指定都市における受け入れ体制の整備状況（人員の確保、財源の確保、指定都市職員の研修（道府県職員の派遣を含む。）、マニュアルの整備、個別案件の引き継ぎ、その他整備すべき事項）及び整備スケジュールについて調査を行うこととする。

③告示・通達等の透明性確保

指定都市への移行に際し、当省が整理すべき火薬類取締法の運用等に係る事項があれば、早急に検討する。

④移譲時期の決定

②の調査結果及び③の検討状況を踏まえて、移譲までの期間を決める。

3. スケジュール（案）

4月上旬：道府県に対し、アンケート調査開始。

6～7月：道府県及び指定都市との調整（移譲までの期間等）

8月上旬：火薬小委員会

移譲対象事務・権限の条項

(別添)

条	項	事務内容	条	項	事務内容
3		製造の許可	24	1	輸入の許可
5		販売営業の許可	24	2	輸入許可の制限
7		製造の許可申請の制限	24	3	輸入の届出の受理
7		販売営業許可申請の制限	25	1	消費の許可
8		製造又は販売営業の許可の取り消し	25	2	消費の許可の制限
9	3	製造の技術基準適合命令	25	3	消費の許可の取り消し
10	1	製造施設等の変更の許可	27	1	廃棄の許可
10	2	製造施設等の軽微な変更の届出の受理	27	2	廃棄の許可の制限
10	3	製造施設等の変更許可申請の制限(準用)	28	1	危害予防規程の認可
11	3	貯蔵の技術基準適合命令	28	2	危害予防規程の届出(軽微変更の場合)
12	1	火薬庫設置等の許可	28	3	危害予防規程の認可の制限
12	2	火薬庫の軽微な変更の届出の受理	28	4	危害予防規程の変更命令
12	3	火薬庫設置許可の制限	29	1	保安教育計画の認可
12の2	2	火薬庫の承継の届出の受理	29	2	保安教育計画の認可の制限
13		火薬庫所有義務の緩和許可	29	4	保安教育計画を定めるべき者の指定
14	2	火薬庫の技術基準適合命令	29	5	保安教育計画を定めるべき者の保安教育計画の認可等(準用)
15	1	製造施設又は火薬庫の設置に係る完成検査の実施	30	3	保安責任者及び副保安責任者の選解任の届出の受理
15	1	指定完成検査機関の指定	31	3	保安責任者免状の交付
15	2	製造施設又は火薬庫の変更に係る完成検査の実施	31	4	保安責任者免状の交付の制限
15	2	製造又は火薬庫所有者からの指定完成検査機関の実施した完成検査結果の届出の受理	31	5	保安責任者免状の返納
15	2	認定完成検査実施者による完成検査結果の届出の受理	31	7	保安責任者免状の書換及び再交付(準用)
15	3	指定完成検査機関による完成検査の実施結果の報告の受付	31の2	1	指定試験機関への免状交付事務の委託
16	1	製造又は販売営業の廃止の届出の受理	31の3	1	指定試験機関への試験事務の委任
16	2	火薬庫の廃止の届出の受理	31の3	2	試験事務を行わない場合
17	1	譲渡又は譲受の許可	31の3	3	試験事務の委任解除の通知
17	2	譲渡又は譲受の許可の制限	33	2	保安責任者代理者の選解任の届出
17	3	譲渡又は譲受の許可の取り消し	34	1	製造保安責任者若しくは代理者又は製造副保安責任者の解任命令
17	4	譲渡許可証又は譲受許可証の交付	34	2	取扱保安責任者若しくは代理者又は取扱副保安責任者の解任命令
17	6	譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の決定	35	1	保安検査の実施
17	7	譲渡許可証又は譲受許可証の書換	35	1	指定保安検査機関の指定
17	8	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	35	1	製造又は火薬庫所有者からの指定保安検査機関の実施した保安検査結果の届出の受理

条	項	事務内容
35	1	認定保安検査実施者による認定検査結果の届出の受理
35	3	指定保安検査機関による保安検査の実施結果の報告の受付
35 の2	2	定期自主検査の計画及び変更の届出の受理
35 の2	3	定期自主検査の終了の報告の受付
35 の2	4	定期自主検査への職員の立会
36	1	安定度試験の実施結果の報告の受付
36	2	安定度試験の実施命令
42		報告の徴収
43	1	立入検査の実施
44		許可の取り消し
45		緊急措置
の45	1	認定完成検査記録の届出の受理
の45	2	認定保安検査記録の届出の受理
の45	2	指定試験機関の事務所の名称・所在地変更の届出の受理
の45	2	試験事務規程の変更への意見
の45	3	指定試験機関の試験事務の休廃止の意見
の45	4	指定試験機関の試験事務の休廃止の通知の受付
の45	2	指定試験機関の事業計画等への意見
の45	3	事業報告等の受付
の45	3	指定試験機関への指示
の45	3	大臣からの試験機関指定取消等の通知の受付
の45	1	試験事務の実施
の45	2	大臣からの試験事務の実施の有無の通知の受付
の45	2	指定試験機関への報告徴収
の45	2	指定試験機関への立入検査
の45		指定完成検査機関の指定の制限
の45	2	指定完成検査機関の住所変更の届出の受理

条	項	事務内容
の45	29	指定完成検査機関の業務規程の認可
の45	29	指定試験機関の業務規程の変更命令
の45	30	指定完成検査機関の休廃止の届出の受理
の45	31	指定完成機関の完成検査員の解任命令
の45	33	指定完成検査機関への適合命令
の45	34	指定完成検査機関の指定取消命令
の45	36	指定完成検査機関への報告徴収
の45	37	指定完成検査機関への立入検査
の45	38	指定保安検査機関の指定の制限等 (指定完成検査機関に係る権限・事務を準用)
46	2	事故の報告徴収
47		事故現場の現状変更の指示
48	1	製造等の許可の条件
49 の2		手数料の納付
52	1	譲受譲渡又は消費許可についての都道府県公安委員会への意見照会
52	2	製造許可等についての都道府県公安委員会等への通報
52	4	公安委員会等からの必要な措置要請
52	5	警察官からの事故届等の受理
52	6	事故届等通知の受理についての大蔵への報告
53	1	指定検査機関の指定等の公示
53	2	指定試験機関への事務の委任等の公示
54	1	処分に係る聴聞
54	3	処分に係る利害関係人の聴聞への参加の許可
55	1	不服申立て手続きにおける意見の聴取
55	2	不服申立て手続きにおける意見聴取期日等の公示
55	3	不服申立て手続きにおける意見聴取機会
57 の2		経済産業大臣からの指示

注) 移譲対象は、都道府県の事務・権限に限る。